

令和8年5月15日

## 令和7年度 定期（決算）監査（会計・業務監査）報告書

公益社団法人 大阪技術振興協会  
理事長 吉田 邦晃 殿

監事 油谷 進介 印

監事 坂本 良高 印

監事 細谷 陽三 印

私たち監事は、定款第22条（監事の職務）の定めにより、当協会の令和7年度定期監査（決算監査）を行いましたので、以下の通り報告します。

監査目的： 公益社団法人大阪技術振興協会の令和7年度定期監査（決算監査）を行う。

監査日時： 令和8年4月28日（火） 13:00 ～ 16:00

監査場所： 大阪技術振興協会事務室の打合せコーナー

監査方法： 今回の定期（決算）監査（会計・業務監査）は、事前に「令和7年度 定期（決算）監査（会計・業務監査）資料」に関する「質問書」を提出し、それに対する「回答書」に基づいて、協会事務局および各業務委員会担当者に対して実施した。

監査人： 監事：油谷 進介、坂本 良高、細谷 陽三

出席者：

受託業務委員会： 中道 裕 委員長、田中 耕治 委員

技術士育成委員会： 竹田 雅信 角野 きよみ

科学・技術普及委員会： 奥村 勝 委員長

会計事務所： 白川 俊一 税理士、白川 智之 税理士

協会事務局：

理事長 吉田 邦晃

専務理事 竹田 雅信

事務局次長 大沢 悟

事務局員 奥田 美智代

資料： 令和7年度 定期（決算）監査（会計・業務監査）資料

### 1. 業務委員会資料

#### ● 受託業務委員会

・ 令和7年度事業報告

・ 令和7年度 後期受託業務実務研修会議事録

- ・ 令和 7 年度 後期受託業務委員会議事録
- ・ 受託業務関係・令和 7 年度契約実績
- ・ 受託業務関係・令和 7 年度事業収支・管理費率の推移
- 技術士育成委員会
- 科学・技術普及委員会
- 執行部

## 2. 決算資料

- ・ 令和 7 年度 収支管理表（決算）（2026/4/28）
- ・ 正味財産増減計算書（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（決算）まで）
- ・ 令和 7 年度（第 14 期）正味財産増減計算書内訳表（決算）
- ・ 貸借対照表（令和 8 年 3 月 31 日現在（決算））
- ・ 令和 7 年度財産目録（令和 8 年 3 月 31 日現在）
- ・ 令和 7 年度収支計算書に対する注記
- ・ 財務諸表に対する注記（自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日）
- ・ 収支相償計算表（2026/4/21 令和 7 年度決算）
- ・ 令和 8 年 3 月時 退職金計算書（2026/4/17）
- ・ 令和 7 年度 第 5 回理事会 議事録

## 監査所見：

令和 7 年度定期監査（決算監査）においては、令和 7 年度（第 14 期）事業計画書に基づき、3 つの事業方針（①経常収益の確保、②新たな中期計画の策定による協会の存続基盤確保、③公益法人認定法改正の対応）の遂行のうち、①への対応を中心に実施した。

### 1. 会計監査

本会計監査においては、当協会の定款及び関連諸規定に基づき、令和 7 年度（第 14 期）の決算報告書について実施状況を調査した。

#### （1）所見：

計算書類・決算書類の監査結果について

- 1) 本会計監査において調査した決算書類は、「公益法人会計基準」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法と呼ぶ）」並びにこの基準に準拠した当協会の「会計処理規則」に基づいて適正に処理されていると認められる。

「正味財産増減計算書」・「正味財産増減計算書内訳書」・「貸借対照表」・「財産目録」・「収支計算書に対する注記」・「財務諸表に対する注記」・「収支相償計算表」などは適正に作成されていることを確認した。

また、現金・預金残高・補助簿（会員管理台帳、月別収支予算管理表、固定資産管理台帳）については、事務局内で精査した。

併せて、決算書類等についての文書取扱規定の保存期間との整合性を確認した。

- 2) 経常収益については、当初予算に対して 23.4%増、6 年度に対して、23.4%増、一方、経常費用については、当初予算に対して 21.0%増、6 年度に対して 20.3%増であり、当期経常増減額は、当初予算に対して大幅な増益となったが、これは新型コロナウイルス感染症前の収支状態に向け回復しつつあると思われる。
  - 3) 令和 7 年度末決算の「貸借対照表」における流動資産と流動負債の差額 12,934,255 円は、「収支計算書に対する注記」の「次期繰越収支残高」12,934,255 円と一致していることを確認した。
  - 4) 公益法人の財務に関する 3 つの基準については、収支相償は、公益目的事業会計の事業単位及び全体の 2 段階の判定で赤字であったこと、公益目的事業費率（公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない。（認定法第 15 条））は、正味財産増減計算書内訳書より、82.7%であり、50%以上であることを確認した。使途不特定財産額（旧遊休財産額）が前事業年度までの 5 年間の公益目的事業費の平均額を超えないと見込まれること（認定法第 16 条））は、7 年度は 1,390 万円で、一方、公益目的事業費の過去 5 年分の平均額 3,000 万円を超えていないことを確認した。
  - 5) （公 1）公共工事支援業務は、当初予算に対し 98.4%と微減、6 年度に対し 1.8%増になっており、公共事業の柱として今後の改善が望まれる。
  - 6) （公 1）環境保全業務は、当初予算に対し 54.0%増、6 年度に対し 5 年度に継続して 52.2%増と大幅な増額になっており、公共事業の柱として期待する。
  - 7) （収 1）技術士育成業務は、収益事業の中核であるが、当初予算に対して 15.7%増、6 年度に対して 1.0%の微増であり、今後の改善が望まれる。
- (2) 総括
- 本会計年度における決算の執行状況は、いずれも適正に実施されているものと認められる。令和 5 年度・令和 6 年度の黒字決算に引き続き、令和 7 年度も黒字が達成できていた。
- 令和 8 年度はさらに業務の改善に努め、事業の採算性に留意して適正な事業運営を図られたい。

## 2. 業務監査

### (1) 受託業務委員会

- 1) 事業目標「①品質と精度の向上」のうち、「ア研修会の充実」については、中間監査以降自治体出身の受託業務部会員の講師による研修会は、検査業務に携わる担当技術士にとって参考になったと考えるとともに、今後も発注者側の視点を踏まえた研修計画を継続する。また、監査及び検査関連の法令についても、時宜を得た研修を計画するとの説明であった。
- 中間監査時に、電気電子部門及び機械部門技術士の不足が課題との報告があった。そ

の後、電気電子部門及び機械部門各1名が入会したが、できれば工事経験を有する新規入会者が望ましいとの説明であった。

- 2) 事業目標「①品質と精度の向上」の内、「新入部会員の教育研修状況」については、新入部会員の研修は、9月及び10月に実施したが、12月に入会の2名については、今期の実務が無いため未実施であるとの説明であった。
- 3) 事業目標「①品質と精度の向上」の内、「イ報告書の自主確認」のうち、中間監査後の新入部会員については1名を実施、また、令和7年度全体としては、計5名について、7件を実施したが、うち2名についてはそれぞれ2回の計7件であったとの説明があった。
- 4) 事業目標「②受託業務の品質確保」の「ア受託業務改善」について、「受託業務標準類の改訂」のうち、「会員の栞」・「工事監査要領」・「工事検査要領」の改訂版は、令和7年12月25日時点で部会員全員に配布を完了し、今後の新規部会員には協会に送付を依頼し、改訂版約30部は協会で保管したとの説明であった。
- 5) 事業目標「②受託業務の品質確保」のうち、昨年度から継続の業務の成果品である「報告書の作成要領」について、「工事監査要領」及び「工事検査要領」に報告書作成案が記載されているが、土木・建築・電気設備・機械設備それぞれに対応したものであるか確認したが、対象工事等案件ごとに特性が異なり、また、各技術士の専門分野による確認のポイントも異なると考えることから、統一することでなく、参考資料としての位置づけであるとの説明であった。
- 6) 事業目標「②受託業務の品質確保」の「ウ自治体指定報告書のまとめ」について、完成済み、作成中のものがあるが、指定報告書の作成遵守事項は、今後、受託業務委員会に諮る予定との説明であった。
- 7) 受託業務委員会の構成を確認したが、6～7年度は計14名、8～9年度候補者は再任10名、新任4名であるとの説明であった。

中間監査以降のワーキンググループの活動については、受託業務部会は10,12,3月の計3回、報告書点検は10月以降6件、新入部会員研修は9及び10月の2回、災害支援のうち非常用連絡網の更新は未実施である。受託業務改善の「会員の栞」、「工事監査要領」、「工事検査要領」の三部作の完成、人材の育成及び確保は、新入部会員の研修を実施したとの説明であった。
- 8) 発注者における当協会契約の工事技術調査の評価を確認するための6年度の顧客満足度アンケート調査結果は執行部からの説明はあったが、今後、提言が示されれば引き続き課題として取り組むとの説明があった。
- 9) 受託業務の7年度決算の内訳は、競争入札が中心の監査業務の減少を、近畿地方を中心とした検査業務が補っているとの説明があった。管理費率は、新型コロナウイルス感染症の影響で、3～5年度は受託費が5万円未満の受託業務は下げていたが、受託額の改善により、6年度以降は感染症以前の管理費率に戻したと説明であった。

中間監査時に説明を受けた宿泊費については、昨年度以来の高騰を受け、7年度当初は7,000円としたが、決算が好調であったことを受け、今年度の宿泊費を9,000円/1

泊として、2,000 円を各自に還元したとの説明があった。

- 所見：(1) 事業目標「①品質と精度の向上」については、地方自治体や公共団体から受託した検査業務に対し事前に経験豊富な受託業務部会員を講師とした研修会により、検査業務に携わる担当技術士にとって参考になったと評価する。
- (2) 事業目標「②受託業務の品質確保」については、「会員の葉」・「工事監査要領」・「工事検査要領」の改訂版が完成するとともに部会員全員に配布された。今後の業務に生かされることを期待する。また、「ウ自治体指定報告書のまとめ」の作業は完成済み、作成中のものがあるが、完成により、報告書の精度の向上が期待される。
- (3) 災害支援のうち、非常時連絡網の改訂が未実施であり、南海トラフ地震などの非常時への対応を確立することが望ましい。
- (4) 公共工事支援業務については、令和 7 年度事業計画書で示されたように各自治体に積極的な業務委託の提案を行った成果が表れつつあると考えられ、今後とも継続することを期待する。

## (2) 技術士育成委員会

### 【技術士受験セミナー】

- 1) 技術士受験セミナーについて、企業団体向けコースの拡充を図りながら、特別指導コースや模擬試験コースなどの一層の充実、受講者への広報とホームページ掲載内容の充実による受講者増加、講義の質の向上施策の推進（セミナー分科会の講師研修、テキストの充実など）、受講者合格率向上への取組みの継続、などの説明があった。また、講師の情報関連技術の向上、地方自治体等へのパンフレット、ポスターなどの送付（協会らしさを PR）、協会独自の模擬試験「予想問題」の作成などの説明があった。技術士受験セミナーの新たな取組み、今後の新展開が期待される。

### 【一次試験・二次試験・受験セミナー】

- 2) 一次セミナーの受講者数は目標に届かなかったが、受講者の合格率向上に向けて、社会人の不得意分野である「基礎問題」と「適性科目」の内容の充実化を図っている、との説明があった。二次セミナーの合格率向上では、技術士コンピテンシー重視への対応（受験申込書、筆記試験と口頭試験の解答などに反映）、企業団体向けコースの拡大、講師のスキル向上施策の推進(継続)などの説明があった。総監セミナーの合格率向上では「日々の業務への取組み指導を強化する」の説明があった。一次・二次・総監セミナーの講座内容を充実させる取組み(継続)が期待される。

### 【改訂された技術士コンピテンシー（資質能力）を評価する試験制度への対応】

- 3) 技術士コンピテンシー（資質能力）を重視する講義への対応（変化する社会や問題の把握、進化する技術内容の理解、受講者の日々の業務を通じた新しい情報の入手など）を推進している、との説明を受けた。技術士コンピテンシーに重点を置いた講義内容のさらなる向上が期待される。

#### 【研修テキストの著作権侵害防止などの管理】

- 4) 著作権などに関する研修会を開催し、研修会資料も講師専用ページで常時閲覧できる状態になっている。研修テキストや配布パワーポイント資料の最終ページには著作権に関する注意書きを記載しているなどの説明があった。研修テキスト等の著作権侵害防止の管理は徹底されており、継続した取組みになっている。

所見：(1) 技術士試験制度は、技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）を明確に評価する試験内容に変わっている。「法人受講者の拡大」を中心にして、改訂された技術士コンピテンシー重視への対応、模擬試験の充実化、講師のスキル向上などを着実に推進すれば、技術士受験希望者数はさらに増加し、合格率向上も期待できる。協会の受験セミナー関連論文の協会誌への投稿と社会人への勧誘なども推進されている。今後も着実な活動が期待される。

- (2) 研修テキストの著作権侵害防止の管理が徹底されており、著作権侵害防止対応が全講師の重要な知識の一つとして、セミナー分科会の講師研修などで周知徹底されている。

#### (3) 科学・技術普及委員会

##### 【環境シンポジウム】

- 1) 2025 年 6 月 22 日（日）に開催した環境シンポジウム「社会課題と環境」についての説明があった。資源採掘、カーボンニュートラル、放射性廃棄物、生物多様性などの技術内容が発表、討議され、専門家の考えが聞けて良かったなどの意見が出た。アンケート結果も大変良かった 20%、良かった 70%であった。今後も、社会課題をテーマにして年 1 回の開催を目指し、商工会議所や金融機関などに案内チラシを配付するなどの活動を推進する、との説明があった。2026 年度環境シンポジウム「GX 推進における課題と解決」は 6 月 27 日(土)に大阪科学技術センターで開催されるので、協会の多くの参加を期待する。

##### 【防災・減災シンポジウム】

- 2) 11 月 11 日（火）に開催した防災・減災シンポジウム「いのちとくらしをまもる防災・減災」では、公助・共助・自助についての講演 4 件（国土交通省、大阪府、気象庁、当協会）があり、発表、討議の後に、参加者との意見交換やシンポジウム総括を発表した、との説明があった。参加者も 44 名（一般市民 24 名）と多く、アンケート結果は良かった以上が 90%であった。今後も、一般市民と地方自治体関係者が多く参加する「防災・減災シンポジウム」の開催が期待される。

##### 【省エネ補助金申請支援】

- 3) 協会は令和 6 年度より、資源エネルギー庁が主管する省エネ・地域パートナーシップの支援機関として登録された。令和 7 年度の省エネ支援実績は 56 件（大阪府 20 件、奈良県 14 件など）と昨年実績より大幅に増加した。今年度は昨年支援実績が少なかった地域と金融機関などとの連携に重点的に取り組む、との説明であった。省エネ・地域パートナーシップ事業での省エネ診断・伴走支援の幅広い活動が期待される。

#### 【テクノメッセ東大阪への出展】

- 4) 「テクノメッセ東大阪 2025」の展示ブースで、省エネ支援・補助金の内容を中心に、協会の諸活動を宣伝した、との説明があった。協会の展示ブースへの来訪者は、ブース配置の関係で66名(昨年は104名)にとどまったが、省エネ活動、環境・防災活動、一般市民への科学技術の普及活動、などの諸活動を説明できた、との報告であった。本年11月開催予定の「テクノメッセ東大阪 2026」では、技術士資格の内容を含めた協会の複数の活動の説明が期待される。

#### 【小学校理科特別授業の実施】

- 5) 大阪市教育委員会の小学校理科特別授業は、大阪市立小学校1校(5年生99名)で実施し、「児童たちにとってもよい学びになりました」との評価をいただいた。令和8年度からは大阪市総合教育センターに担当が移管され、さらに充実を図って実施されることになっている、令和8年度「理科特別授業」の講師として1名登録済みで、増員は今後の検討課題である、との説明があった。

#### 【科学技術基礎講座の開講】

- 6) 一般市民向けの科学技術基礎講座は、一般市民への科学技術の普及活動の一つである。令和7年度は「持続可能な社会インフラを目指して～社会インフラについて4人の技術士が語る～」をテーマに、参加者24名を迎えて、活発に討議された。オンライン講演なので、会場でのマイクの使用方法などが課題になった。一般参加者の増加策は引き続き検討するが、令和8年度の科学技術基礎講座では、最近社会問題となっている、AI(人工知能)関連、GX(グリーントランスフォーメーション)関連、DX(デジタルトランスフォーメーション)関連などをテーマに考えている、との説明があった。

所見：(1) カーボンニュートラルやAI(人工知能)活用の時代を迎えて、21の技術部門を有する「技術士」への期待は高まると予想される。技術士の地域社会や企業等での活躍に向けて、一般市民が参加するシンポジウムの新たな展開、省エネ・地域パートナーシップ事業の省エネ支援の推進などの一般社会向けの活動も活発に推進することが期待される。

- (2) 協会諸活動を紹介する「テクノメッセ東大阪」での展示、大阪市総合教育センター主管の小学校理科特別授業、一般市民向けの科学技術基礎講座などの公益社団法人に相応しい活動に多くの協会員が参画し、地道に推進していくことが期待される。

#### (4) 執行部関連

##### 【環境保全業務】

- 1) 環境保全業務については、複数年度に渡っての安定した受託状況であることを確認した。また、これまでメインであった審査業務に加えて運營業務や点検業務を受託するなど実績を積み上げている。

【技術鑑定業務】

- 2) 技術鑑定業務については、以前は建築・土木に関する案件の依頼が多かったが、近年は電気・機械・化学に関する案件の不具合に対する見解書の作成依頼が増えているとのことであった。
- 3) 技術鑑定の広報活動としては、例年とおりに弁護士事務所へのダイレクトメールの送付が計画されていた。

【技術者教育支援業務】

- 4) 令和7年度の自治体職員の研修については、20回開催されていた。現状では、新規講座を含めて13講座のメニューがあるが、依頼者からの開講の要望があれば対応していた。
- 5) 技術者教育支援業務の広報活動としては、各地の市役所・建設技術センター・職員研修センター（延30か所）へリーフレットを送付していた。

【技術士業務研修支援】

- 6) 技術士合格者祝賀会に参加し、約50名に本業務研修コースのリーフレットを配付し、名刺交換できた方に対しては、メール勧誘を実施していた。本業務研修コースへの参加者は、8名であった。

- 所見：(1) 環境保全業務の専門担当技術士の確保については、衛生工学部門以外からも担当講師を確保していることを確認した。
- (2) 技術鑑定業務の対応については、メールや協会ホームページへの技術相談への書き込みの場合でも、依頼内容について直接に聴き取りをする方針で取り組んでいた。
  - (3) 技術者教育支援業務の活動として、令和7年度に提案した「下水道講座」については、令和8年度に開講が決定したとの説明を受けた。今後とも社会からのニーズに合わせて新規講座の提案を継続していただきたい。
  - (4) 技術士業務研修支援業務としては、もう少し人数を確保したいが、当業務研修コースを受講者の多くは協会へ入会されているので、地道に活動していただきたい。

以 上